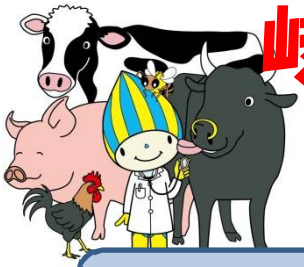

岐阜県獣医修学資金制度

獣医学生のみなさん！

岐阜県で働きませんか？

将来、岐阜県で産業動物獣医師として働いていただける獣医学科の学生の方に、卒業まで修学資金を貸与します。

1 貸与額　10万円/月　（私立大学の場合は、18万円／月）

2 貸与対象者（貸与期間）

岐阜県内で産業動物獣医師（県職員（農政部に限る）、市町村、農業共済、産業動物診療施設等）としての就業を希望する獣医学科に在籍している学生に、卒業までの間、修学資金を貸与します。

3 対象者

平成30年度　　3名　　（ 出身県は問いません。 ）

原則、5、6年生が対象ですが、それ以外の方でもお申し込みは可能です。

申し込み年度の4月分から貸与します。

4 返還免除の条件

岐阜県内で産業動物獣医師として一定期間（※）獣医師業務に従事すれば返還は免除になります。

5 返還措置

貸与金については、規定等に基づく返還措置が発生する場合があります。

（1）修学資金の貸与が取り消されたとき（条件を別に定めています。）

（2）大学卒業後2年以内に獣医師免許を取得できなかったとき

（3）獣医師免許取得後1年以内に岐阜県内で産業動物獣医師として就業できなかったとき

（4）獣医師免許を取得後、県内産業動物獣医師としての就業期間が一定期間（※）に満たなかったとき

なお、返還については、加算金（年約11％）を付加する場合があります。

※一定期間：月額貸与が10万円の場合は貸与年数の2分の3、
18万円の場合は貸与年数の3分の5を乗じた年数

【申し込みなどのお問い合わせ先】

（公社）岐阜県獣医師会　　TEL（058）273－1111（内線2620）

岐阜県農政部畜産課　　TEL（058）272－8446

清流の国ぎふ